

## 2010 年度教育予算の充実と教職員定数の改善を求める意見書

現在の厳しい社会経済情勢の中で、経済的理由から就学援助を求める世帯は増加傾向にあり、県立高校にあっては、授業料の減免措置を受ける世帯、授業料の未納世帯が増加しています。

保護者の経済力の違いによって、子どもたちの教育の機会均等や進路に影響が出ないように、公教育の基盤充実は不可欠であり、子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことでもあります。

地方公共団体においては、義務教育費国庫負担制度の負担割合の大幅削減や地方交付税削減の影響、更には厳しい地方財政の状況などから、学校施設、就学援助、奨学金の財源等の教育予算の確保が困難な実態にあり、それによって子どもたちが受ける教育水準に格差があってはならず、教育条件の格差を生じさせないよう国の教育予算の充実を図ることが急務であります。

国の総人件費削減により、学校現場における教職員数も減少しておりますが、必要な教育活動は減っておらず、教育職場の教職員は、子どもと向き合う時間の確保を強く望んでおります。

このような状況のなか、福島県においては県単独で 30 人学級、30 人程度学級など少人数学級、少人数指導を実施し教育効果を上げておりますが、地方の裁量権を保障し、教育の諸条件を整備して充実した教育を進めるためには、義務教育費国庫負担制度を堅持し、教職員定数の改善を含めた教育予算の充実が必要であります。

よって、政府においては子どもたちの安心・安全な学校生活を保障し、きめ細かい教育の実現のため、教職員定数の改善及び学校施設整備・図書費・教材費・就学援助・奨学金などの教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の教育予算を拡充することを強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 21 年 9 月 29 日

福島県伊達市議会議長 滝澤 福吉

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣 様